

反社会的勢力の排除に係る特約条項の制定のお知らせ

当組合では、政府が策定した「反社会的勢力による被害を防止する為の指針」等を踏まえ、平成 22 年 10 月より普通預金規定等の各規定の特約として反社会的勢力の排除に係る条項を制定しましたので、お知らせいたします。

反社会的勢力の排除に係る特約条項

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

当組合との預金等取引は、次項①、②AからFおよび③AからEのいずれにも該当しない場合に行えるものとし、次項①、②AからFおよび③AからEの一にでも該当する場合には、当組合は預金等取引のお申込みをお断りするものとします。

2. (解約等)

次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切であると当組合が判断する場合には、当組合は預金等取引を停止し、またはお客さまに通知することにより解約することができるものとします。

- ① お客さまが預金等取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他上記AからEに準ずる者
- ③ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他上記AからDに準ずる行為

以上

